

議第 4 2 号 呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）の一部改正（令和 7 年政令第 3 2 号による改正）により，保険料の基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額の引上げ並びに減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直しが行われたことに伴い，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 賦課限度額の引上げ

中間所得層の被保険者に配慮した保険料を設定するため，次のとおり賦課限度額の引上げを行います。

ア 保険料の基礎賦課額の賦課限度額を 6 5 万円から 1 万円引き上げて 6 6 万円とします。

イ 保険料の後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額を 2 4 万円から 2 万円引き上げて 2 6 万円とします。

(2) 減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直し

保険料の賦課額における被保険者均等割及び世帯別平等割の保険料の 5 割減額及び 2 割減額の対象となる世帯の範囲が縮小しないよう，所得判定基準を次のとおり見直します。

ア 5 割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を 2 9 万 5 千円から 3 0 万 5 千円に増額して世帯の所得判定を行います。

イ 2 割減額の対象となる世帯の所得判定基準

被保険者及び特定同一世帯所属者一人当たりの判定基準額を 5 4 万 5 千円から 5 6 万円に増額して世帯の所得判定を行います。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日